

一戸建て等石綿含有建材調査者試験問題（C）

第1章

問題1. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿はアスベストとも称され天然に産出する繊維状の鉱物であり、建材をはじめとして工業的に多く使用されてきたが、発がん性が認められている。
- ② 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、報告書の作成は不要である。
- ③ 近年、国内において建築物の長寿命化とストック活用の必要性が高まり、中古の建築物の流通を活性化しようという取り組みがなされており、調査者による建築物石綿含有建材調査の結果は、今後の中古の建築物の取引などの際にも重要になる。
- ④ 石綿含有建材の調査の目的は、改修の事前調査、解体の事前調査、そして維持管理のための建築物調査に分けられるが、維持管理のための建築物調査はレベル3の石綿含有建材を対象としない調査である。

問題2. 建築物石綿含有建材の規則の変遷に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ② 労働者の健康障害を防止するため、石綿の使用について規制が強化されてきた。現在では一部の例外を除いて製造販売などが禁止されている。
- ③ 1995（平成7）年の特定化学物質障害予防規則の改正では、石綿を1重量%を超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ④ 2005（平成17）年には石綿障害予防規則が制定され、石綿の吹付け作業が原則禁止となった。

問題3. 建築物石綿含有建材の規則の変遷に関する下記の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 2004（平成16）年、石綿を5重量%を超えて含有する製品の製造・販売が禁止された。
- ② 2006（平成18）年、石綿を1重量%を超えて含有する製品の製造等が禁止された。（但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く）
- ③ 2018（平成30）年、石綿製品が全面禁止された。
- ④ 禁止前から継続使用されている石綿含有製品についてはその使用が禁止されておらず、現在の私たちの生活環境には、まだ相当な量の石綿含有建材が存在している。

問題4. 石綿障害予防規則に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則では、石綿粉じんを多量に飛散させる建材を切断等により除去する場合は、隔離（負圧なし）することが規定され、けい酸カルシウム板第一種が対象となった。（2020（令和2）年10月1日）
- ② 建築物の解体・改修作業を行うときに義務付けられている事前調査は、全ての材料について設計図書等の文書を確認するとともに、現地で確認しなければならない。ただし構造上、目視が困難な場合は、目視が可能となったときに事前調査を行わなければならない。
- ③ 事前調査及び分析調査を行ったときは、調査事項（調査部分、調査方法、材料毎の石綿等の使用の有無など）の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から2年間保存しなければならない。
- ④ 吹付け石綿等（レベル1）、石綿含有保温材等（レベル2）の除去等工事の計画は、仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。

問題5. 石綿の定義等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち、繊維状を呈している物質であり「アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト」の6種類の鉱物を、石綿（アスベスト）と総称している。
- ② 石綿は、蛇紋石族石綿と角閃石族石綿に大別され、これまで世界で使用された石綿の9割以上が角閃石族石綿のクロシドライト（青石綿）である。
- ③ 意図的には利用されていなかったとされてきたクリソタイル、クロシドライト、アモサイト以外の石綿についても、建材の分析結果から国内で使用されていたことが確認されている。
- ④ 建築物調査は6種類の石綿を対象として行うべきであり、厚生労働省から6種類すべての分析を徹底する旨の通知が出されている。

問題6. 石綿の特性や環境濃度に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿は織物として織ることができ、燃えないで高熱に耐え、比表面積が大きく、他の物質との密着性に優れている等の多くの優れた性質を有するため、価格が高いにも関わらず産業界で盛んに使われた。
- ② 中皮腫の発症リスクを石綿の種類別にみると、クロシドライト（青石綿）が最も高く、アモサイト（茶石綿）がこれに次ぎ、クリソタイル（白石綿）の順である。
- ③ 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が、数 f/m L～数 100 f/m L の中等度の石綿濃度が多かったことが報告されている。
- ④ 一般大気中の石綿濃度（総繊維数濃度）は、国内測定では0.1f/L～0.3f/L という値が得られている。

第2章

問題7. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 2020（令和2）年6月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、規制対象の拡大、事前調査の信頼性の確保、直接罰の創設、不適切な作業の禁止等が改正された。
- ② 大気汚染防止法施行令の改正で、規制の対象となる特定建築材料（石綿を飛散させる原因となる建築材料）に、「石綿含有成形板等」「石綿含有仕上塗材」が追加された。
- ③ 大防法において、解体工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ④ 2006（平成18）年9月1日以降に工事着手した新築工事で、建築物の解体・改修工事に該当する場合は書面調査は不要である。

問題8. 大気汚染防止法、その他の関連法令に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 特定建築材料の石綿含有成形板等は、主に外壁、軒天、設備配管として使われた。
- ② 特定建築材料の石綿含有仕上塗材は、建築物の内外装の表面仕上げに使われた。
- ③ 建築基準法では、建築物の増改築時には、原則として石綿の除去が義務付けられている。
- ④ 建設リサイクル法施行規則で定める対象建設工事は、事前調査時に石綿の有無についての調査は不要と規定されている。

問題9. リスク・コミュニケーション等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害を起こすリスクは、建物の維持管理や解体・改修工事の作業員だけでなく、建物の一般的利用者にも影響を及ぼす。これら全てのステークホルダーとのリスク・コミュニケーションが重要となる。
- ② 石綿の飛散防止に関して周辺住民とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待して、環境省から「建築物等の解体工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が発行され、2020（令和4）年に改訂されている。
- ③ 調査者は、解体・改修時や通常の建築物使用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿使用の有無を判定する必要がある。
- ④ 調査者の職責は、依頼された調査範囲における限定された責務ではないので、調査漏れのないよう十分に注意する必要がある。

問題 10. 石綿含有建材調査者に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の調査結果は、解体・改修の施工方法やその後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価にも影響する。
- ② 石綿が含まれていないにもかかわらず、使用されていると判断すれば、不必要な不安や解体・改修工事及び維持管理費用が発生する。
- ③ 逆に見落としがあれば、建築物利用時の飛散リスクを放置することになり、ばく露被害の拡大に繋がる。解体・改修工事においては飛散事故を引き起こす。
- ④ 調査者は、建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関して機密保持義務はない。

問題 11. 石綿含有建材調査者に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の調査は、依頼人の利益に配慮して実施しなければならない。
- ② 調査者は建築物における石綿含有建材の使用状況調査業務の中核を担い、調査報告を取りまとめるコーディネーターとしての知識と能力が求められる。
- ③ 調査者は建築物や石綿に関する広範な知識が求められるが、石綿に関する技術と情報は現時点でも日々新しくなっているので、常に情報収集の努力が必要である。
- ④ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。

第3章

問題 12. 一戸建て住宅の構造と種類に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 一戸建て住宅とは一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるものである。
- ② 共同住宅の内部は一戸建て等石綿含有建材調査者の調査範囲に含むものとする。
- ③ 専用住宅とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。
- ④ 木造住宅は、住宅の主要な部分に木材を用いている構法であり、日本の一戸建て住宅の約 70%を占めている。木造軸組在来工法・ツーバイフォー工法・パネル工法がある。屋根や外壁など延焼する部分にモルタル、サイディングなどが使用されているが、石綿含有建材などは使われていない。

問題 13. 石綿関係法令に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査対象建築物がどのような建物であるかを把握するために建築図面を調査するが、建築図面に記載された石綿建材はそのまま使用されているものと判断する。
- ② 建築図面から石綿含有建材の記載個所を効率的に見つけるため、建築基準法の防火規制に着目する方法がある。
- ③ 建築基準法上、台所・浴室など火を使用する設備・器具を用いる場合等、壁・天井などが「内装制限」を受け、石綿を含有した不燃材料、準不燃材料、難燃材料が使用された。
- ④ 防火地域の建物の外装で、延焼防止の目的で使用されたレベル3の石綿含有建材は、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第一種、スレートボード、スラグ石膏板等である。

問題 14. 一戸建て住宅に使われる石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 軽微な場合を含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有されていないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。
- ② 解体・改修時の事前調査では、吹付け材（レベル1）及び保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2）のみを対象とし、その他の石綿含有建材（レベル3）は調査対象としない。
- ③ レベル3とされる石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、レベル2よりも圧倒的に多いことである。
- ④ レベル3の石綿含有建材の製造時期は、建材の種類によらずほぼ同じである。調査対象建築物の施工時期がわかれば、レベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。

問題 15. 一戸建て住宅等での図面の種類と読み方、情報の入手に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報のみによって石綿含有建材の利用の状況判断をしてはならない。
- ② 特記仕様書には、使用建材のメーカーリストが記載されていることもあり、貴重な情報を得ることができる。
- ③ 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省と経済産業省が共同で情報開示している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（以下「データベース」という）を活用できる。
- ④ 検索した建材（商品）がデータベースに無い場合には、石綿なしと判断する。

問題 16. 書面調査結果の整理に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査では、書面調査結果をもとに実際に使用された建材を確認し、分析の必要な試料の採取を行う。書面調査結果は見やすく整理し、必ず持参する。
- ② 網羅的調査を行うため、解体・改修を行う部位の全ての建材について「整合性の確認表(ワークシート)」等を使い竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認する。
- ③ 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多い。これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に建築物の概要(階数、面積、構造など)や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査の後で整理する。
- ④ 建築図面が全く無い場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視し、各階の概略平面図を作成する。当該図面の写真を撮影しておくことも報告書作成の際に有効である。

第4章

問題 17. 目視調査の流れに関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査では、まず関係者から改修履歴などをヒアリングして、その際に図面などがあれば、参考にして改修した個所を聞き出していく。
- ② 石綿障害予防規則では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。書面は郵送で済ませるのではなく、直接報告が望ましい。
- ③ 試料採取時は石綿が飛散する恐れがあるので、防じんマスクは、半面形面体を持つ取替え式防じんマスク(RS3 又は RL3)と同等以上の性能を有する呼吸用保護具を用いる。
- ④ 現場が高所の場合には脚立などを用いる他、現地の状況を予測した用品の準備を行う。

問題 18. 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材は、主に内外装及び水回り部分に使用されている可能性が高いので注意する。
- ② スレートボードは化粧やタイル下地としてキッチンや風呂場の壁にも使用されている。
- ③ けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われている(タイル下地材と呼ばれていた)。
- ④ ユニットバス等の製品の下地に石綿含有スレートボードが使用されたことはない。

問題 19. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査には迅速性が必要だが、同一パターンの部屋だからといって、他の部屋の試料を多めに採取して、それを小分けして他の部屋の分とするといったことは行ってはならない。
- ② 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしていないことであり、調査ミスの最大の要因は調査漏れである。疑いの目を持って調査に臨む。
- ③ 2006（平成 18）年 9 月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物であっても、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ④ レベル 3 の石綿含有建材は部分的に改修されている場合や下に隠れている場合もあるため、調査者は注意して作業を進めなければならない。

問題 20. 目視調査の留意点、石綿含有の判断に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査者は、石綿含有建材の存在する場所に入って建材製品を採取する際には、自らの石綿ばく露防止対策とともに、周囲への石綿飛散防止対策に努めなければならない。
- ② 試料採取時は、屋内を閉め切り、換気扇などは停止する。
- ③ 安全措置が確保できないような箇所では、決して無理な調査をしない。何よりも安全が第一であり、こうした危険な箇所の場合には、調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- ④ 製品の裏面に「無石綿」の表示があれば、石綿含有なしと判断することができる。

問題 21. 石綿含有の判断、記録方法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できない場合は、現地で当該建材を採取し分析調査を行うことが義務付けられているが、石綿含有ありと「みなす」場合は分析調査を行う必要はない。
- ② 定性分析で石綿ありと判断された場合において、定量分析を行わずに石綿が 0.1% を超えているとして扱うことも可能としている。
- ③ 石綿を含有しないと判断した建材は、調査報告書においてその判断根拠を示すことが求められているが、目視調査段階での写真撮影は不要である。
- ④ 分析結果は目視調査総括票に記入するが、分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、調査者は速やかにチェックを行う必要がある。「分析機関から送られてきた結果には間違いがない」と思い込むのは危険である。

第5章

問題 22. 調査報告書の作成に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の概要の建築物所在地欄は、地番・家屋番号ではなく住居表示を記入する。
- ② 過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の具体的な名称を記載する必要はない。
- ④ 石綿処理歴がある場合は、除去・封じ込め・囲い込みの区別に○をする。年月も記入する。

問題 23. 調査報告書の作成に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査の概要欄には本調査を主体的に行ったものと、補助したものの名前の併記は不要である。
- ② 調査概要の各部屋の記載は、調査できなかった部屋も含めて全部屋について記載する。
- ③ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称ではなく、正式名称を記載する。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらずその結果を記録、現場に備え付ける。

問題 24. 事業者は、次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムを使用して、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないが、対象工事として不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の解体工事（当該工事の床面積の合計が 80 m²以上であるもの）
- ② 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 80 万円以上であるもの）
- ③ 工作物の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）
- ④ 船舶（総トン数 20 トン以上の船舶に限る）の解体工事又は改修工事

問題 25. 調査結果の報告に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物所有者への報告に当たっては、石綿による健康障害のリスクに関して、公正中立の立場から報告書以外の内容を説明してはいけない。
- ② 建築物の発注者等には大気汚染防止法の定めにより、事前調査結果に基づく届出の義務が生じる。
- ③ 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力する。
- ④ 建築物の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去等の工事が終了するまでではなく、施工者と同様に3年間記録を保存する事が望ましい。